

地方自治法第199条第12項の規定により、監査結果の措置報告を受けましたので、次のとおり公表します。

平成23年3月31日

太宰府市監査委員 松下 功

太宰府市監査委員 武藤 哲志

記

1 平成22年度定期監査及び行政監査の監査結果に基づく措置状況の報告

監査項目	監査結果	課名	報告年月日	措置状況
行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付手続について	「太宰府市公有財産規則」第29条では、行政財産の目的外使用の許可期間を更新する際は、許可期間満了の日30日前までに使用継続許可申請書を提出して市長の許可を受けなければならないとなっているが、期限内に提出されていないものがあつた。	都市整備課	平成22年12月21日	次回更新（平成23年度）より、許可期間満了日の30日前までに申請者に対して使用継続許可申請書を提出させ、許可することとします。
行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付手続について	「太宰府市公有財産規則」第29条では、行政財産の目的外使用の許可期間を更新する際は、許可期間満了の日30日前までに使用継続許可申請書を提出して市長の許可を受けなければならないとなっているが、期限内に提出されていないものがあつた。	中央公民館	平成23年3月23日	行政財産の目的外使用の許可期間を更新する3件の使用継続許可申請書の提出については、次回より「太宰府市公有財産規則」第29条にて事務処理します。

監査項目	監査結果	課名	報告年月日	措置状況
行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付手続について	許可日が、使用許可期間の初日以前の日付になっていないものがあった。	都市整備課	平成22年12月21日	次回更新（平成23年度）より、使用期間の初日以前の日付とします。
行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付手続について	使用（占有）期間が4月1日から1年以上の申請において、使用（占有）料の調定をその当該年度の初日である4月1日付で行っていないものがあった。	都市整備課	平成22年12月21日	次回更新（平成23年度）より、当該年度の初日である4月1日で行うこととします。
行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付手続について	使用（占有）期間が4月1日から1年以上の申請において、使用（占有）料の調定をその当該年度の初日である4月1日付で行っていないものがあった。	中央公民館	平成23年3月23日	次年度より適正に事務処理します。
普通財産貸付料について	「太宰府市公有財産規則」第37条第2項では、貸付料額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとなっているが、東ヶ丘公民館用地貸付料については、端数処理されていなかった。	中央公民館	平成23年3月23日	次回更新時の貸付料算定にあたっては、「太宰府市公有財産規則」第37条第2項にて適正に事務処理します。
契約事務について	「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則」第2条第17号の規定では、1件500万円未満の工事については、教育委員会に対する委任事務となっているが、中央公民館駐車場補修工事（契約額500万円未満）における請書が、市長に提出されていた。	中央公民館	平成23年3月23日	次回より「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則」に則り適正に事務処理します。
出勤簿等の整理について	週休日に勤務した場合において、出勤簿に押印がなかった。	都市整備課	平成22年12月21日	出勤簿点検完了しました。

監査項目	監査結果	課名	報告年月日	措置状況
出勤簿等の整理について	週休日に勤務した場合において、出勤簿に勤務時間の記入がなかった。	都市整備課	平成22年12月21日	出勤簿点検完了しました。
出勤簿等の整理について	規定期間内に週休の振替を取得していないものがあった。	都市整備課	平成22年12月21日	規程期間の取得とします。
出勤簿等の整理について	年次休暇願簿の年次休暇累計日数（時間数）の計算誤りがあった。 出勤簿と年次休暇願簿、週休日及び休日における勤務命令簿及び割振簿との記載不一致及び記載漏れがあった。	教務課	平成22年12月16日	出勤簿・休暇届けの誤りを訂正しました。
出勤簿等の整理について	年次休暇願簿の年次休暇累計日数（時間数）の計算誤りがあった。	中央公民館	平成23年3月23日	年次休暇願簿の計算誤り部分の訂正をしました。
出勤簿等の整理について	出勤簿と年次休暇願簿、週休日及び休日における勤務命令簿及び割振簿との記載不一致及び記載漏れがあった。	中央公民館	平成23年3月23日	出勤簿と年次休暇願簿、週休日及び休日における勤務命令簿及び割振簿を訂正完了しました。